

一般財団法人工業所有権協力センター

次世代育成支援対策推進法にかかる一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和4年1月1日～令和8年12月31日までの5年間

2. 内容

(目標)

男女ともに育児休業の取得を推進し、男性職員に対しては育児休業等の制度についての周知を徹底し、取得を促す。

<対策>

- 令和4年 1月～ 配偶者が出産した男性職員に、育児休業制度、育児休業中の社会保険料免除等について周知する。
- 令和4年10月～ 育児・介護休業法の改正により、令和4年10月から施行される産後パパ育休(出生時育児休業)の創設等について周知する。